

吹田市止水板設置助成金交付要領

制定 令和6年4月1日

最終改正 令和6年9月6日

(目的)

第1条 この要領は、住宅又は事業所に止水板を設置する者に対し、予算の範囲内において、止水板設置助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、本市における浸水被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「止水板」とは、豪雨、洪水等の際に建物の出入口等設置することにより浸水を防ぐ機能を有する板（シート状のものを含む。）であつて、金属、合成樹脂、ゴムその他の防水性の素材で製造されたものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、止水板を適切に維持管理することができる個人又は法人とする。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、市内の住宅又は事業所について行う次に掲げる事業とする。

(1) 止水板の設置工事（内外壁の防水工事、土間コンクリート打設工事その他の止水効果を高めるために市長が必要であると認める工事を含む。以下同じ。）を行う事業

(2) 設置工事を要しない止水板を購入する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、助成対象事業としない。

(1) 専ら住宅又は事業所の浸水を防ぐためのものとは認められない事業

(2) 止水板の修繕（部材の更新を含む。）を行う事業

(3) 国、大阪府又は本市から同種の助成金等の交付を受けることができる事業

(4) 過去に助成金の交付の対象となった住宅又は事業所について行う事業

(5) その他市長が不適當であると認める事業

3 第1項第2号に規定する設置工事を要しない止水板は、浸水防止を目的とする製品のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 防水性の素材で製造されたシート等であり、繰り返し使用が可能なもの

(2) 漏水試験等の結果から止水性能を有することが認められるもの

(3) 用途や設置手順が示されているもの

(4) 設置撤去が可能なもの

4 第2項第5号に規定する市長が不適當であると認める事業は、過去の浸水被害の有無、立地条件及び周辺の地形等により、浸水するおそれが認められない住宅又は事業所について行う事業とする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費とする。なお、助成対象者が自ら止水板の製造又は止水板の設置工事を行う場合は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 助成対象者が自ら止水板を製造する場合は、原材料の購入費用を助成対象経費とする。
- (2) 助成対象者が自ら止水板の設置工事を行う場合は、その費用は助成対象経費としない。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、30万円を限度として、助成対象経費の総額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(事前協議)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ事業の実施内容について市長と協議しなければならない。

(交付申請)

第8条 前条の規定による協議を行った者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した止水板設置助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人にあっては、代表者の氏名（以下「氏名等」という。）
- (2) 申請に係る住宅又は事業所の所在地及び概要
- (3) 助成対象事業の概要
- (4) 助成対象事業の完了予定年月日
- (5) 設置工事を行う場合にあっては、施工者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人にあっては、担当者の氏名
- (6) 交付申請額

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 止水板の設置予定箇所の付近見取図
- (2) 止水板の設置予定箇所の平面図及び構造図並びに写真
- (3) 助成対象経費の見積書又は内訳書の写し
- (4) 借地又は借家等において設置工事を行う場合にあっては、当該借地又は借家等の所有者の同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、止水板設置助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、助成金の交付目的を達成する

ため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(変更交付申請等)

第10条 前条の規定による通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その後の事情変更により申請の内容を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した止水板設置助成金変更交付申請書（様式第3号）に第8条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 変更交付申請額
- (3) 変更の理由

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、止水板設置助成金変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした助成決定者に通知するものとする。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

(事業完了報告)

第11条 助成決定者は、助成対象事業が完了したときは、その工事が完了した日から30日以内、又はこの交付決定を受けた日の属する年度の2月末日（土日祝日にあたる場合はその直前の土日祝日以外の日とする。）のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を記載した止水板設置完了報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 報告者の氏名等
- (2) 完了年月日
- (3) 助成対象経費の額

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 止水板の設置箇所の平面図及び構造図並びに写真
- (2) 助成対象経費の支払を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、止水板設置助成金交付額確定通知書（様式第6号）により、当該報告をした助成決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた助成決定者は、交付額確定通知日から30日以内、又はこの交付決定を受けた日の属する年度の3月末日（土日祝日にあたる場合はその直前の土日祝日以外の日とする。）のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を記載した止水板設置助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名等
- (2) 交付請求額及び振込先預金口座
(助成金の交付)

第14条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 第17条後段の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第16条 助成決定者は、助成対象事業に係る支出を明らかにした帳簿を備え、当該支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を助成対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、助成決定者に対し、助成対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に助成対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、助成決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、下水道部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年9月6日から施行する。

吹田市長宛

申請者 住所
氏名
電話
担当者

止水板設置助成金交付申請書

下記のとおり止水板設置助成金の交付を申請します。なお、必要に応じ本市職員が現地調査することに同意します。

記

設置場所	吹田市		
土地建物の用途		所有区分	自己・他者
止水板の構造・形状・寸法			
完了予定年月日	年 月 日		
施工業者	業者名		所在地
	担当者		電話
交付申請額	円		

1. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記入するとともに、「担当者」の欄には所属・氏名を記載すること。

添付書類 ①付近見取図②平面図及び構造図並びに現況写真③見積書の写し
④土地及び建物の所有者の同意書(工事を行う場合) ⑤その他市長が必要と認める書類

様式第2号

第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長

㊟

止水板設置助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった止水板設置助成金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定番号	
交付決定額	円
交付条件	

吹田市長宛

申請者 住所
氏名
電話
担当者

止水板設置助成金変更交付申請書

下記のとおり止水板設置助成金の変更交付を申請します。

記

交付決定番号		
変更交付申請額	円	
変更事項	変更前	
	変更後	
理由		

1. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記入するとともに、「担当者」の欄には所属・氏名を記載すること。

添付書類 止水板設置助成金交付申請書に添付した書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるもの

様式第4号

第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長

㊟

止水板設置助成金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった止水板設置助成金について、
下記のとおり変更交付決定したので通知します。

記

交付決定番号		
変更交付決定額	円	
変更事項	変更前	
	変更前	
交付条件		

吹田市長宛

申請者 住所
氏名
電話
担当者

止水板設置完了報告書

下記のとおり、設置が完了したので報告します。

記

交付決定番号	
完了年月日	年 月 日
助成対象経費の額	円

1. 報告者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記入するとともに、「担当者」の欄には所属・氏名を記載すること。

- 添付書類 ①平面図及び構造図並びに完成写真
②領収書（原本）
③その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号

第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長

㊟

止水板設置助成金交付額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった止水板設置助成金について、
下記のとおり交付額が確定したので通知します。

記

交付決定番号	
交付確定額	円

吹田市長宛

報告者（助成決定者） 住所
 氏名
 （署名又は記名押印）
 電話
 担当者

止水板設置助成金交付請求書

止水板設置助成金について、下記のとおり請求します。

記

交付決定番号		
交付請求額	円	
振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	普通・当座
	口座番号	
	(ふりがな) 口座名義人	

1. 請求者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記入するとともに、「担当者」の欄には所属・氏名を記載すること。